

仙台市一般廃棄物処理基本計画 中間評価（案）

目次

- 1 仙台市一般廃棄物処理基本計画の概要
- 2 中間評価の実施方法等について
 - 2-1 位置付け
 - 2-2 背景等
 - 2-3 中間評価の実施方法等
- 3 中間評価結果
 - 3-1 総括
 - 3-2 計画の項目別評価
- 4 その他の留意事項
- 5 一般廃棄物処理基本計画 中間評価シート

1 仙台市一般廃棄物処理基本計画の概要

仙台市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、仙台市総合計画及び仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）を上位計画とし、また仙台市環境基本計画の部門別計画として、本市の一般廃棄物の処理に係る基本的な考え方や方向性について定めるものである。

本計画では、施策の基本的な方向性として、資源循環都市づくり、低炭素都市づくり、市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進の3つの柱となる考え方を掲げるとともに、主に資源循環都市づくりに対応する目標として「ごみ総量」「リサイクル率」を、主に低炭素都市づくりに対応する目標として「燃やすごみの量」「温室効果ガス排出量」の4つを基本目標として掲げている。

なお、策定は平成23年3月であり、東日本大震災（以下、「震災」という。）による社会経済状況の変化は想定を大きく超えるものであった。

<計画期間等>

- 平成23年度から平成32年度の10年間とする。

<基本目標>

- ごみ総量（資源と生活ごみ・事業ごみの量の合計）
平成21年度比で平成32年度に10%以上削減し、330,000トン以下とする。
- リサイクル率（リサイクルする資源の割合）
平成32年度に40%以上とする。
- 燃やすごみの量（リサイクルされないごみの量）
平成21年度比で平成32年度に16%以上削減し、267,000トン以下とする。
- 温室効果ガス排出量
ごみ処理に係る温室効果ガス排出量を中長期的に低減する。

<施策の基本的方向性>

- 資源循環都市づくり
3R（リデュース・リユース・リサイクル）の促進、環境負荷の低減
- 低炭素都市づくり
燃やすごみの量の削減等により中長期的に温室効果ガスを低減
- 市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進
地域の人づくりや組織づくりの推進、地域特性に応じた課題の解決

2 中間評価の実施方法等について

2-1 位置付け

本計画では、第2章『2 計画の期間』において計画期間の半ばにおいて計画の中間評価を行うこととしている。

また、第2章『2 計画の期間』及び『9 計画の進行管理と施策の推進』においては、必要に応じて計画を見直すこととしている。

2-2 背景等

本市においては、震災により、当初想定していた人口動態、ごみ排出動向、社会経済状況などに大きな変化が生じた。

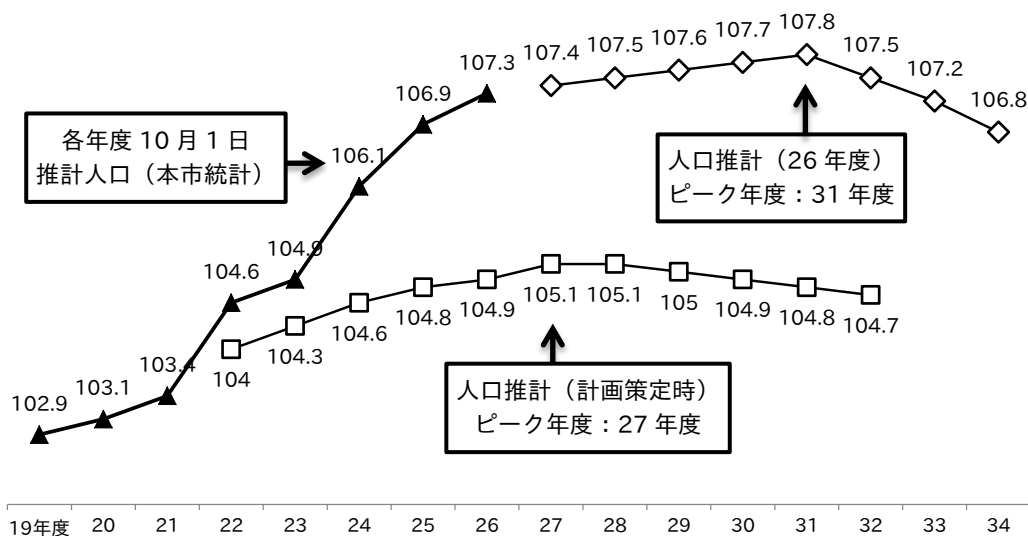
また、震災により発生したがれき等震災廃棄物については、発生後3年以内の処理を目指して様々な取り組みを進め、ほぼ予定どおり処理を完了することができたが、その影響でごみ減量・リサイクルの取り組みの一部に遅れが生じた。

このような様々な状況の変化等により、策定当初に想定していた人口推計やごみ量推計と、実際の動向に大きな乖離が生じるなど、計画の前提条件及び進捗管理に係る多くの事項について再考せざるを得ない状況となった。

このため、平成26年度に「一般廃棄物処理実態等調査」（以下、「26年度調査」という。）を実施し、今後の人口及びごみ量を推計した。

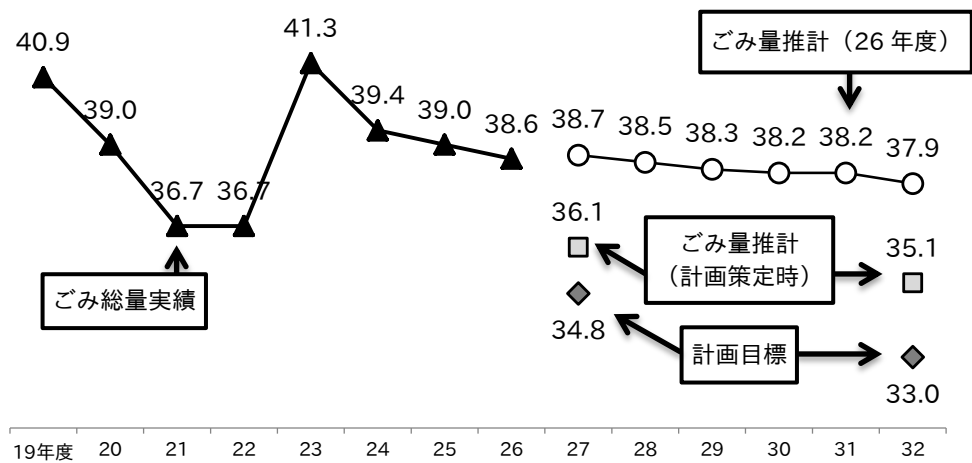
調査の結果、人口については、震災後に急増したのち、現在も増加傾向であること、また、増加のペースは落ちるものの、人口のピークは震災前の想定であった平成27年度から平成31年度にずれる推計となった。

<人口の推移及び推計値等>（単位：万人）

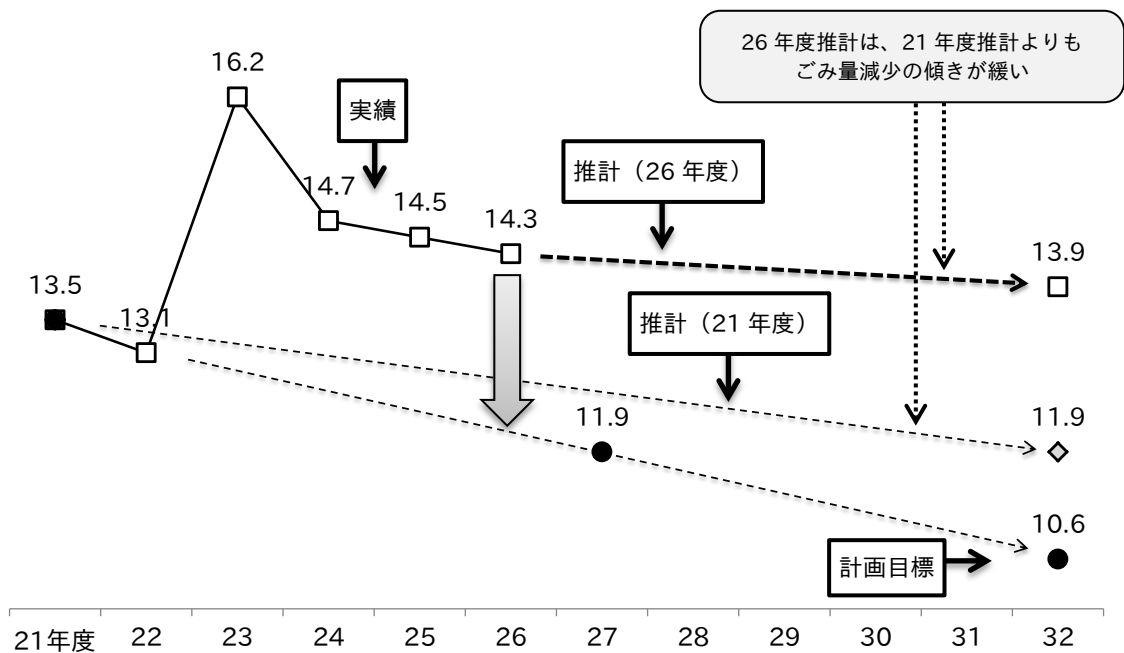


また、ごみ量推計については、人口の増加による部分のほか、震災復興に伴う経済活動の活発化が影響し、事業ごみが増加するなどにより、従前の推計よりもかなり高い状態が続く推計となった。

<ごみ量推計（計画策定時、26年度）及び計画目標>（単位：万トン）



<事業系可燃ごみの実績及び推計>（単位：万トン）



この調査結果や、最新のごみ排出状況等から、人口、ごみ排出の動向については、少なくとも計画期間である平成 32 年度までは、同様の傾向が続くものと考えられる。

よって、中間評価の実施に当たっては、原則としてごみ量実績など数値による評価に加え、以下の点についても考慮して行うこととした。

- 当初想定していた将来人口及びごみ量推計と現状とのずれ
- 震災等やむを得ない事情により一時的に中断又は延期した施策の評価
- 計画の残り期間（平成 28 年度～平成 32 年度）に行うべき施策のあり方

2-3 中間評価の実施方法等

具体的な実施方法等については以下のとおりである。

(1) 評価対象期間

平成 23 年度から 27 年度現在における実績等を主な対象として実施する。

(数値評価については基準年度を原則として平成 21 年度とする。)

(2) 評価対象項目

計画の構成に沿って、第 2 章の『3 計画の基本目標』『6 実施・検討すべき施策』『7 処理施設の整備計画』『8 処理体制』を対象として実施する。

(3) 評価の流れ

評価対象項目を【総括表(8ページ)】のとおり 12 項目に区分した。(一部項目はシートを共通化している)

それぞれの項目について、【中間評価シート(18ページ～)】を用いて、関連する指標や課題等の評価・分析等を行った。評価項目の説明は、以下のとおりである。

<評価項目>

① 施策の実施状況

評価対象項目に関連し、目標達成に向けた新規施策実施状況等を抽出し、評価・分析を行った。新規施策のほか、必要に応じて従来施策についても対象とした。

② 評価指標

26 年度調査の結果やごみ処理に係る実績、その他評価に資する指標を抽出し、

評価・分析を行った。基準年度である平成 21 年度及び平成 26 年度の実績を対象とし、一部項目については、計画策定時の想定排出量等も考慮した。

③ その他考慮すべき事項

その他考慮すべき実績、データ等を抽出し、評価・分析を行った。

④ 課題

施策の実施状況、関係する評価指標、その他関連項目を踏まえ、現時点で課題として認められる状況等をまとめた。

また、単純な数値による評価が難しいものや、注記が必要なものも示した。

④ 評価等

「④ 課題」等を踏まえ、評価対象項目の総括的な評価を実施した。なお一部の項目については、今後の取り組みの方向性等についても示した。

これらの評価結果を踏まえ、評価シートごと下表のとおり「総合評価」を実施した。

<表> 総合評価区分

◎	取り組みが順調に進んでいる。
○	取り組みが概ね順調に進んでいる。
△	取り組みに遅れが生じており、更なる取り組みの推進が必要である。

3 中間評価結果

3-1 総括

本計画の策定直後に震災が発生し、本市では、震災により約 272 万トンという膨大な量の震災廃棄物等が発生し、これらを迅速に収集・処理するという大きな課題が生じた。また、生活ごみ・事業ごみなど日常的に排出されるごみについても、震災後一時的に増加した。

震災廃棄物の処理を優先的に行ったため、ごみの減量・リサイクル推進に係る通常の広報啓発を自粛せざるを得ない状況となるなど、間接的にも様々な影響が生じた。

震災後 4 年余が経過し、震災発生直後のごみの急増は落ち着きつつあるが、ごみの量自体は、震災前と比べると高止まりの傾向が続いている。

このような状況を踏まえ、今回改めて、人口・ごみの排出量・経済活動の動向等について調査分析を行った。

生活ごみについては、家庭ごみの中の生ごみの割合が減少し、プラスチック製容器包装の割合が増加するなど、ライフスタイルの変化を想定させる状況となった。

事業ごみについては、減少傾向にあった可燃ごみの量が横ばい傾向に変化しており、震災復興に係る経済活動の活性化等による可燃ごみ量の増加が今後も続く見込みとなった。

このような状況の変化は、計画策定当初には想定できなかったものであり、計画に基づく取り組みに遅れが生じることとなった。

施策の取り組み状況等を精査し、中間評価シートを用いて評価を行った結果、評価シートの総合評価においては「◎：取り組みが順調に進んでいる」が 2 項目、「○：取り組みが概ね順調に進んでいる」が 5 項目、「△：取り組みに遅れが生じており、更なる取り組みの推進が必要である」が 5 項目となり、震災による様々な影響は続いているものの、多くの項目について、取り組みそのものに遅れが生じていると評価した。

中間評価シートによる詳細な評価結果等については、3-2 以降に記載する。

3-2 計画の項目別評価

(1) 項目別評価 総括表

第1章 これまでの取り組みと課題（評価対象外）

第2章 ごみ処理基本計画

【総合評価】

- ◎ 取り組みが順調に進んでいる
- 取り組みが概ね順調に進んでいる
- △ 取り組みに遅れが生じており、更なる取り組みの推進が必要である

項目	シート番号	総合評価
1 基本的な考え方		
2 計画の期間		
3 計画の基本目標	1	△
4 ごみ量の見通し	—	—
5 施策の基本的な方向性	—	—
6 実施検討すべき施策		
(1) 資源循環都市づくり		
① 生活ごみの減量・リサイクルの推進		
(ア) 生活ごみの減量・リサイクルの推進		
生ごみ	2	○
紙類	3	○
生ごみ・紙類以外	4	△
(イ) 分別の徹底		
(ウ) 不適正排出・不法投棄防止対策の徹底	7 (事業ごみと共通)	(○)
(エ) 廃棄物系バイオマスなどのリサイクル手法の検討	5 (事業ごみと共通)	(△)
(オ) グリーン購入の推進	7 (事業ごみと共通)	(○)
② 事業ごみの減量・リサイクルの推進		
(ア) 事業ごみの減量・リサイクルの推進		
生ごみ	5	△
生ごみ以外	6	△
(イ) 分別の徹底		
(ウ) 不適正排出・不法投棄防止対策の徹底	7	○
(エ) グリーン購入の推進		
③ ごみの適正処理体制の確立	8	◎
(2) 低炭素都市づくり	9	△
(3) 市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進	10	○
7 処理施設の整備計画	11	○
8 処理体制	12	◎
9 計画の進行管理と施策の推進		

第3章 生活排水処理基本計画（評価対象外）

(2) 計画の基本目標

シート番号	1
総合評価	△

震災以降の人口増加や経済活動の活発化等、計画策定当初に想定し得なかった社会経済状況の変化によってごみ量が増加しており、目標達成は困難となっている。

その要因の一つとして、ごみ総量削減という指標が、人口増加や経済活動の活発化等の社会経済状況の大きな変化を想定していなかったことがある。

また、ごみ総量以外の目標についても、民間処理施設の取り組みの遅れや施策への着手の遅れ等によって各目標と乖離が生じており、現時点では達成が非常に難しくなっている。よって、基本目標の数値について修正を行う必要がある。

(3) 資源循環都市づくり

① 生活ごみの減量・リサイクル推進

シート番号	2	3	4	5	7
総合評価	○	○	△	△	○

ア 生活ごみの減量・リサイクルの推進<生ごみ>【シート番号2 総合評価 ○】

生ごみが家庭ごみに占める割合は、近年減少傾向にある。その背景としては、家庭での調理機会の減少、惣菜の購入頻度の増加、商品展開の多様化による少量惣菜・ばら売り食材の増加、少子高齢化の進行による世帯構成の変化等が想定される。

また、実態調査の結果からは生ごみの水切りや調理時の工夫について市民の取り組みが進んでいる状況が見られる。平成 25 年度に生ごみ削減のための 3 つの「きる」（水気をきる、食材を使いきる、食べきる）をテーマに広報を展開するなど、広報・啓発を実施してきたところであり、様々な要因から、近年の減少傾向に結びついていると考えられる。

今後は、引き続き 3 つの「きる」に基づく取り組みを進めていくほか、生ごみたい肥化容器や家庭用電気式生ごみ処理機の補助基数が近年やや減少傾向になっている等を踏まえ、各家庭における生ごみのたい肥化の取り組みについて、更なる働きかけを行っていく必要がある。

イ 生活ごみの減量・リサイクルの推進<紙類>【シート番号3 総合評価 ○】

紙類の回収量については、全体としては、横ばい～微増傾向であり、目標の達成に向けて比較的順調に推移している。

26 年度調査では、紙類定期回収曜日の認識度は約 80% となっており、市民に広く認識されている。一方、同調査では特に「40 歳未満」「居住 3 年未満」への更なる周知広報等が必要という指摘もあることから、一層の分別促進に向けて、より実践につながるよう居住形態や世代など対象を絞った働きかけを行っていく必要がある。

なお、紙類の中でも、新聞や雑誌等、家庭ごみへの混入率が増加傾向にある品目があることから、「紙類の中で更に品目を絞った広報・啓発」などについても検討していく必要がある。

ウ その他の生活ごみの減量・リサイクルの推進、分別の徹底【シート番号4 総合評価 △】

生活ごみの減量・リサイクル推進については、生ごみの減量、マイバッグ等持参及び簡易包装の推進ならびに紙類の分別排出について重点的に取り組みを進め、一定の効果が表れている。その一方で、プラスチック製容器包装等については家庭ご

みへの混入率が増加した。

廃食用油や小型電化製品等の資源物として新たに回収品目に加わったものもあることから、今後は資源物全般を対象に分別を働きかけていく必要がある。

エ 廃棄物系バイオマスなどのリサイクル手法の検討【シート番号5 総合評価 △】
生活系の廃棄物系バイオマスのリサイクルについては、進捗に遅れている。

オ 不適正排出・不法投棄防止対策の徹底、グリーン購入の推進【シート番号7 総合評価 ○】

・ 不適正排出・不法投棄防止対策の徹底

家庭ごみの集積所に出された不適正排出の処理件数は、平成23年度に1集積所あたり0.15件となり、その後減少しているものの、依然として震災前より多い。

震災復興が進み、より身近な課題への関心が増してきたことで様々な問題が表出化してきた可能性があり、今後も地域と連携し、適正排出に向けた指導・啓発など、不適正排出・不法投棄をさせない環境づくりを引き続き進めていく必要がある。

・ グリーン購入の推進

グリーン購入の推進は、市民・事業者ともに順調に取り組みが進んでいる。

(4) 資源循環都市づくり

② 事業ごみの減量・リサイクル推進

シート番号	5	6	7
総合評価	△	△	○

ア（再掲） 廃棄物系バイオマスなどのリサイクル手法の検討【シート番号5 総合評価 △】

事業系の廃棄物系バイオマスのリサイクル施策についても、取り組みの後退が懸念される。食品リサイクル法に基づく取り組みの更なる促進と、民間リサイクル施設への誘導について、具体的な対応策が必要である。

イ 事業ごみの減量・リサイクルの推進、分別の徹底【シート番号6 総合評価 △】

事業ごみ量は、復興活動に伴う経済活動の活発化や事業所数の増加により、当初の見込みに反し増加している。特に事業系可燃ごみ、事業系粗大ごみの増加が大きい。

事業系可燃ごみについては厨芥類の増加が著しく、増加の一因となっている。事業ごみ全体の減量や食品リサイクル法に基づく取り組みの推進を更に進めるために、事業ごみ手数料の見直し等の経済的インセンティブの有効性について、具体的に検討を進めていく必要がある。

大規模・多量排出事業者の取り組みについては、震災による一時的な取り組みの遅れからはほぼ回復したものの、その後は横ばいとなっており、更なる取り組みの推進が必要となっている。

ウ（再掲） 不適正排出・不法投棄防止対策の徹底、グリーン購入の推進【シート番号7 総合評価 ○】

・不適正排出・不法投棄防止対策の徹底

震災復興が進み、より身近なごみに対する様々な問題が表出化してきた可能性があり、今後も地域と連携し、適正排出に向けた指導・啓発など、不適正排出・不法投棄をさせない環境づくりを引き続き進めていく必要がある。

・グリーン購入の推進

グリーン購入は、行動意識も高くなっており、市民・事業者ともに順調に取り組みが進んでいる。

(5) 資源循環都市づくり

③ 適正処理体制の確立

ア ごみの適正処理体制の確立【シート番号8 総合評価 ◎】

・ごみの適正処理体制の構築

ごみ量・ごみ質の将来予測を踏まえた処理体制を構築し、処理体制の適正化を図っており、基本計画の目標は達成されている。

・災害廃棄物などの適正処理体制の構築

震災における本市の震災廃棄物処理は、処理目標を前倒しで完了した。このような状況を踏まえ、「災害廃棄物対策実施要領」の改定等をおこなった。また、本市の対応は「仙台方式」として評価され全国から多くの問い合わせをいただいている。

・経済性を考慮した効率的な処理体制の構築

処理体制の経済性の考慮については、施設の定期検査や修繕、大規模な基幹改良工事等、施設の長寿命化を図ること等により、経済効率のよい施設整備を達成している。

(6) 低炭素都市づくり 【シート番号9 総合評価 △】

燃やすごみの量が増加していることから、目標の達成は困難な状況である。今後、ごみ総量と連動し燃やすごみ量の削減にも努めていく必要がある。

焼却処理・埋立処理を除くごみ処理工程における温室効果ガスの測定方法については確立しておらず、引き続き定量評価手法の導入を検討する必要がある。

(7) 市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進 【シート番号 10 総合評価 〇】

・実践につながりやすい広報・啓発事業の展開

事業・広報・啓発が相互に関連している。また、本市が作成する情報誌等の啓発物品はもとより、市民団体や事業者団体とともに発行する様々な啓発物についても、わかりやすさや実践のしやすさに配慮した広報となっている。

・地域課題の解決に向けた取り組みの推進、施策・事業への反映

地域の個別具体的な課題の解決に向けた取り組みについては、今後もクリーン仙台推進員・クリーンメイト及び町内会等との連携をさらに密にし、地域の実態に応じた広報・啓発のあり方を検討していくことが必要である。

また、引き続き、研修や出前講座の実施等、推進員活動及び町内会活動への支援を行っていくこと必要である。

・ごみ減量・リサイクル推進に係る人・組織づくりの推進

集団資源回収量の減少やリサイクルプラザ等の施設利用者の減少といった課題があり、回収量の増加や施設利用の活発化に向けた検討の必要がある。

なお、環境美化活動については、まち美化サポートプログラム参加団体が増加しており、アレマキャンペーンやまち美化サポートプログラムの継続的な実施のほか、国連防災世界会議開催など全市的なイベントに合わせたまち美化イベントを開催する等、順調に施策を展開している。

(8) 処理施設の整備計画

ア 処理施設の整備計画【シート番号 11 総合評価 ○】

最新の人口、ごみ総量等を基に一般廃棄物の排出量見込みを推計し、これを基に施設のあり方の検討を行っている。ごみ焼却施設の整備については、稼働が長期化している施設があることから、今後のごみ量の推移を注視するとともに、引き続き適正で安定的な処理を行うため、そのような長期稼働施設の整備方法等について検討を進める必要がある。

(9) 処理体制

ア 処理体制【シート番号 12 総合評価 ◎】

生活ごみ・事業ごみともに、基本計画に則し、十分に適正かつ効率的な収集運搬体制が構築されている。

4 その他の留意事項

今年度は、本計画の上位計画である仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）及び仙台市地球温暖化対策推進計画の改定等が予定されており、これらの計画との整合を考慮する必要がある。

また、一般廃棄物処理基本計画のうち、し尿等の収集及び処理に係る「生活排水処理基本計画」については、計画に基づく取り組みが順調に進んでおり、見直し等の必要性が少ないことから、時点修正等を行うものとする。

5 一般廃棄物処理基本計画 中間評価シート

【項目（基本計画体系）】	【シート番号】
第1章 これまでの取り組みと課題	(評価対象外)
第2章 ごみ処理基本計画	
1 基本的な考え方	(評価対象外)
2 計画の期間	(評価対象外)
3 計画の基本目標	1
4 ごみ量の見通し	(評価対象外)
5 施策の基本的な方向性	(評価対象外)
6 実施・検討すべき施策	
(1) 資源循環都市づくり	
① 生活ごみの減量・リサイクルの推進	
(ア) 生活ごみの減量・リサイクルの推進（生ごみ）	2
(イ) 生活ごみの減量・リサイクルの推進（紙類）	3
(ロ) 生活ごみの減量・リサイクルの推進（生ごみ・紙類以外）	4
(ウ) 分別の徹底	4
(エ) 不適正排出・不法投棄防止対策の徹底	7 (事業ごみと共通)
(オ) 廃棄物系バイオマスなどのリサイクル手法の検討	5 (事業ごみと共通)
(カ) グリーン購入の推進	7 (事業ごみと共通)
② 事業ごみの減量・リサイクルの推進	
(ア) 事業ごみの減量・リサイクルの推進（生ごみ）	5
(イ) 事業ごみの減量・リサイクルの推進（生ごみ以外）	6
(ウ) 分別の徹底	6
(エ) 不適正排出・不法投棄防止対策の徹底	7
(オ) グリーン購入の推進	7
③ ごみの適正処理体制の確立	8
(2) 低炭素都市づくり	9
(3) 市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進	10
7 処理施設の整備計画	11
8 処理体制	12
9 計画の進行管理と施策の推進	(評価対象外)
第3章 生活排水処理基本計画	(評価対象外)